

一般社団法人ホスピタルサービス研究会
賛助会員規定

第1条（定義）

賛助会員とは、個人及び法人やその他の団体組織等において、事業への賛同の意を表する意味で入会・登録する会員。運営・実行には直接関与せず、賛助会費によって組織を支援するという意味合いを含む。

第2条（目的）

本規定は、定款第2章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第3条（資格）

一般社団法人ホスピタルサービス研究会（以下「本研究会」と言う）の主旨に賛同し、本研究会を賛助するために入会した個人及び団体とする。

第4条（議決権）

賛助会員は本研究会の総会における議決権を持たない。

第5条（役員への就任）

賛助会員は本研究会の役員に就任することはできない。

第6条（入会）

本協会の賛助会員（以下会員）となるためには、別に定める会員入会申込を申請し、本研究会理事会の承認を受けなければならない。

第7条（入会の資格等）

本研究会に入会を希望する法人若しくは個人が本研究会に入会するためには、本研究会の目的を十分尊重し、協調精神を有し活動に協力する意欲を持っていることを条件とする

第8条（入会金、会費及び納入）

（1）会費は、次項に定められた会費金額を指定された期日までに、本研究会の指定する方法で納入しなければならない。

会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

(2) 賛助会員の会費は次の通りとする。

賛助会員：年額 50,000 円

ただし、医療従事者・有識者など本研究会の発展に必要と理事会が認めた会員に限り年額の会費は免除することができる

第9条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を本研究会代表理事に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第10条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本協会規定等に違反した場合。
- 2) 第12条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- 3) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。
- 4) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であったとき
- 5) 賛助会員、賛助会員の役員又はその経営に関与する者が、反社会的勢力に利益若しくは便宜を供与し、又は反社会的勢力との間で社会的に非難される関係にあったとき

第11条（守秘義務）

賛助会員は、賛助会員の期間中及び退会、除名等理由の如何を問わず賛助会員ではなくなった後においても、本研究会の事業に関する事実、資料、情報及び本研究会の事業に関して知り得た事実、資料及び情報の一切を秘密として保持し、事前に本組合の書面による同意を得ることなく第三者に開示漏洩してはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 知得時に公知であるもの
- (2) 知得後に自己の責によらず公知となったもの
- (3) 知得時に既に保有していたことが書面により明らかなもの

第12条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本協会へ虚偽の申請を行う行為。
- 2) 他の会員、第三者もしくは本研究会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- 3) 本研究会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
- 4) その他、本研究会理事会が不適切と判断する行為。

第13条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 正会員に対する商品のPR。
- 2) 定例会への参加及び商品展示
- 3) 本協会が賛助会員用に用意した広告スペース等の使用
- 4) 海外視察及びベンチマーキングへの参加
- 5) 他地域の病院清掃の状況把握及びICN（感染管理認定看護師）との交流

第14条（その他）

本研究会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本研究会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

第15条（変更）

この規定は、本研究会理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規定は、令和4年 5月1日から施行する